資料５

令和4年度　市民協働事業提案制度

応募から実施までの流れ（案）

提案団体、市（事業担当課・制度担当課）が実施する項目。なお、破線四角囲みは必須ではありません。

文書や口頭で申し出や通知を行う項目

提案団体と市（事業担当課・制度担当課）が事前協議や打合せを実施する項目。時間をかけ、情報共有、相互理解や相互補完をしっかり行うことにより、提案が具現性を帯びていきます。

	提案団体 （市民公益活動団体　等）	市（事業担当課）	市（制度担当課） ※政策共創室
4/1～	アイデアの事前相談 （種シートの活用等） **必須ではありません**	文書・口頭のいずれか	・職員説明会の実施 ・市民等説明会の実施 ・募集要領やチラシの配布 事前相談
5/1～ 募集開始	制度内容の照会 市民活動センターに事前相談**※必須ではありません。** 市民協働事業のアイデアの相談 （種シートの活用） 事前協議の申込み	文書・口頭のいずれか 提案者がいることの把握 口頭	制度内容の回答 アイデアを確認のうえ、市民活動センター、もしくは事業担当課を紹介 事前協議の調整
	Ⅰ　提案者と事業担当課による仮提出に向けた事前協議 **（状況に応じ政策共創室も同席）**※協議期間の目安…6 月中旬～7 月中旬）		
～7/8 7月中旬～ 下旬	書類の仮提出**（必須）** 提案団体と事業担当課が協議のうえ、正式提出の準備		仮提出書類チェック 書類確認後、提案者と事業担当課に正式提出の通知

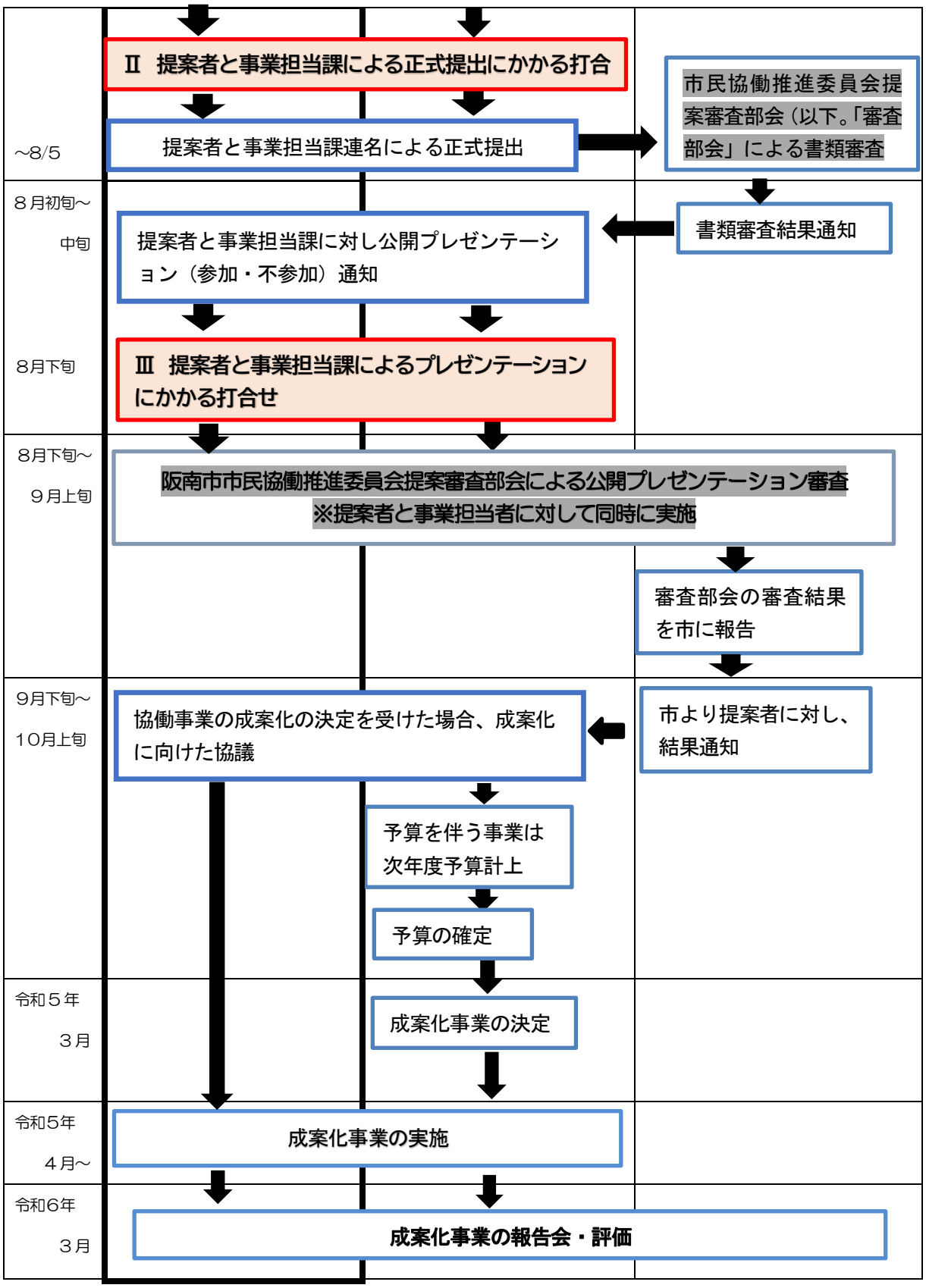
Ⅱ　提案者と事業担当課による正式提出にかかる打合
～8/5
提案者と事業担当課連名による正式提出
市民協働推進委員会提案審査部会（以下。「審査部会」による書類審査
８月初旬～中旬
書類審査結果通知
提案者と事業担当課に対し公開プレゼンテーション（参加・不参加）通知
８月下旬
Ⅲ　提案者と事業担当課によるプレゼンテーションにかかる打合せ
８月下旬～９月上旬
阪南市市民協働推進委員会提案審査部会による公開プレゼンテーション審査
※提案者と事業担当者に対して同時に実施
審査部会の審査結果を市に報告
９月下旬～10月上旬
市より提案者に対し、結果通知
協働事業の成案化の決定を受けた場合、成案化に向けた協議
予算を伴う事業は次年度予算計上
予算の確定
令和５年３月
成案化事業の決定
令和5年４月～
成案化事業の実施
令和6年３月
成案化事業の報告会・評価